	B ＝ b1 ／ 0.04087 ×（b2 × 80.386 ＋ 0.338）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.04087 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 80.386 ＋ 0.338）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 算式Ⅱの符号 b1　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県の令和３年６月１日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）を当該都道府県の第５条第１項の表中１の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県の令和３年６月１日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を同令によつて公表された当該都道府県の同日現在における民営事業所数（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［略］
市町村	算式 （0.5 × A ＋ 0.5 × B）× α × 0.803 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が６を超える場合には６とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.340 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

	B ＝ b1 ／ 0.05072 ×（b2 × 103.093 ＋ 0.369）×（b3 × 338.983 － 336.929） b1 ／ 0.05072 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とし、（b2 × 103.093 ＋ 0.369）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とし、（b3 × 338.983 － 336.929）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が２を超える場合には２とし、１に満たないときは１とする。 算式Ⅱの符号 b1　経済センサス基礎調査規則によつて令和元年６月１日から令和２年３月31日までの期間に調査して公表された当該都道府県における民営事業所数を当該都道府県の第５条第１項の表中１の人口（附則第21条第１項第１号の表中１に掲げる地方団体にあつては同項の規定によつて算定した人口）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） b2　経済センサス活動調査規則によつて公表された当該都道府県における平成28年６月１日現在における農業、林業及び漁業の民営事業所数の合計を同令によつて公表された当該都道府県の同日現在における個人事業所数、法人事業所数及び法人でない団体の事業所数の合計（事業内容等不詳事業所を除く。）で除して得た数（小数点以下５位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。） ［同左］
市町村	算式 （0.5 × A ＋ 0.5 × B）× α × 0.843 0.5 × A 及び 0.5 × B に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、0.5 × A ＋ 0.5 × B が６を超える場合には６とする。 算式の符号 A　次の算式Ⅰによつて算定した数（当該数に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。） 算式Ⅰ A ＝ ｛（a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5｝／ 0.339 （a1 ＋ a2 ＋ a3 ＋ a4）／ a5 に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。